

珠洲市復興公営住宅
および珠洲市賃貸住宅
入居の手引き



令和8年5月

目次

入居の手引きについて.....	1
I 珠洲市復興公営住宅.....	3
1. 珠洲市復興公営住宅とは.....	3
2. 募集申込.....	3
3. 入居者選定.....	7
4. 入居にあたって.....	10
II 珠洲市賃貸住宅.....	13
1. 珠洲市賃貸住宅とは.....	13
2. 募集申込.....	14
3. 入居者選定.....	17
4. 入居にあたって.....	19
参考	
(1) 整備・供給予定団地.....	21
(2) 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 入居申込書.....	33
(3) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法.....	35
(4) よくある質問 (QA)	39

入居の手引きについて

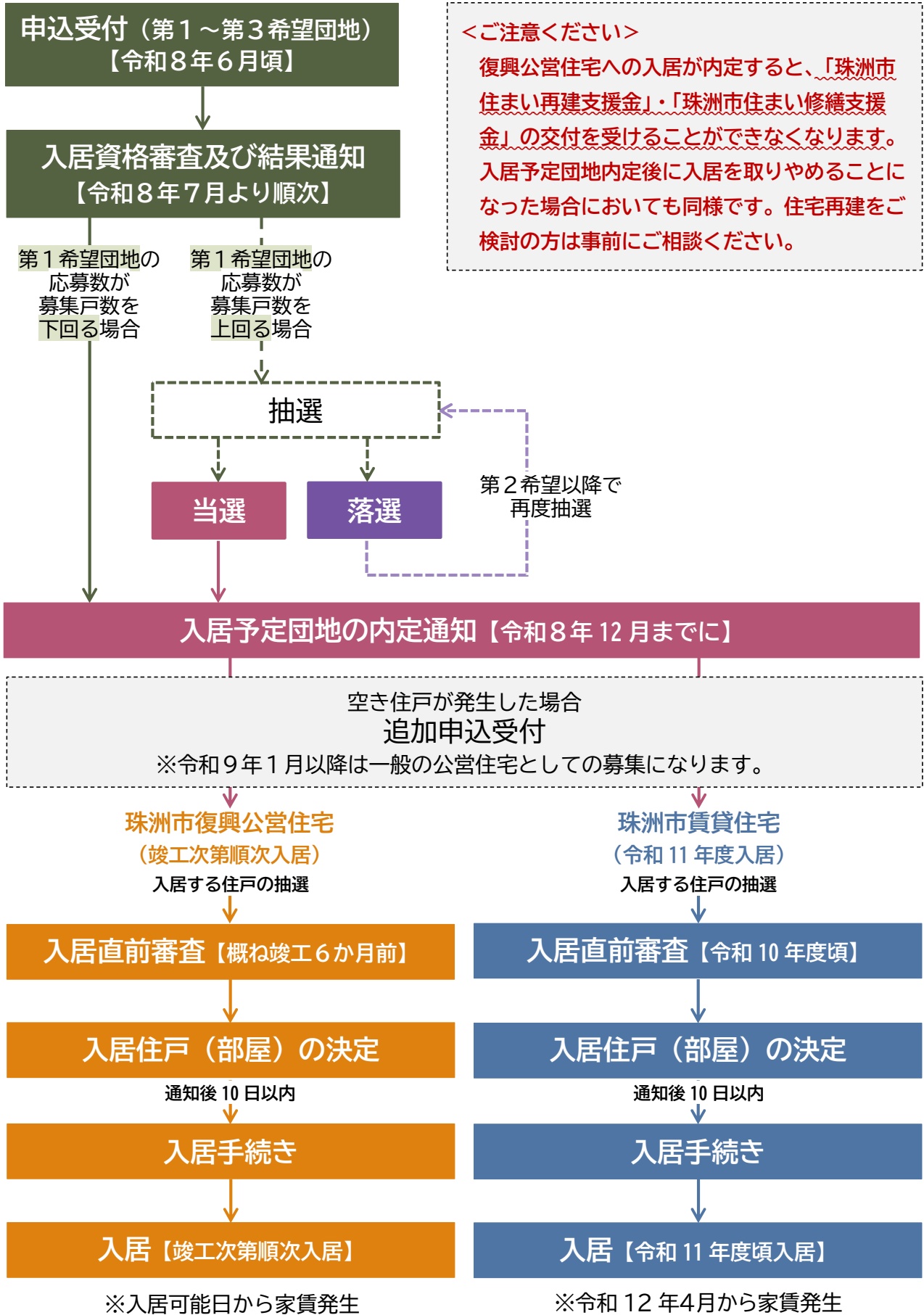
珠洲市では、自力での住宅の再建が難しい被災世帯のために、「珠洲市復興公営住宅」（災害公営住宅）と木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」を整備します。

本書は、復興公営住宅および珠洲市賃貸住宅の入居資格や入居者選定の方法等について、内容をとりまとめたものです。

■「珠洲市復興公営住宅」・「珠洲市賃貸住宅」の概要表

珠洲市が供給する住宅	「復興公営住宅」 （災害公営住宅） 【新築】	木造仮設住宅を転用した 「珠洲市賃貸住宅」【転用】	
		被災世帯向け住宅	一般世帯向け住宅
概要	市が新たに供給・管理する、被災世帯向けの賃貸住宅（公営住宅）	木造仮設住宅を転用し、市が管理する賃貸住宅	
入居対象世帯	・ 被災証明書で、「住家」が「半壊」以上かつ解体済または解体予定の世帯	・ 被災した世帯	・ 特になし※ ※被災世帯を優先
建て方	・ 戸建または長屋タイプ（1-2階建） ・ 共同住宅タイプ（3-4階建）	・ 長屋タイプ（1階建）	・ 共同住宅タイプ（2階建）
建物の性能	・ 新築 ・ 市営住宅整備基準に基づく	・ 木造仮設住宅をそのまま活用 ・ 応急仮設住宅の仕様	・ 木造仮設住宅を修繕して活用
面積	・ 45㎡、55㎡、65㎡の3タイプ	・ 20㎡、30㎡、40㎡の3タイプ	
入居開始時期	・ 竣工次第順次	・ 令和11年度（予定）	
家賃の目安 *共益費・駐車場代・光熱水費は別途必要	45㎡: 1.3~3.1万円/月程度※ 55㎡: 1.6~3.7万円/月程度※ 65㎡: 1.9~4.4万円/月程度※ ※入居1年目の家賃	20㎡: 0.7万円/月程度 30㎡: 1.1万円/月程度 40㎡: 1.4万円/月程度	20㎡: 2.0万円/月程度 30㎡: 2.5万円/月程度 40㎡: 3.0万円/月程度
家賃発生時期	・ 入居可能日から（予定）	・ 令和12年4月から（予定）	
“一定以上の収入”がある世帯	・ 入居から3年以内は、上記家賃+0.4~0.7万円 ・ 入居4年目以降は、国が定めた算出方法の“割増家賃”になる	・ “一定以上の収入”がある世帯かどうかに関わらず、家賃額は一定	

■入居までのスケジュール（次ページ以降で詳しい手続きについて説明します）



I 珠洲市復興公営住宅

1. 珠洲市復興公営住宅とは

災害により住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯のため、国の助成を受けて整備する低廉な家賃の賃貸住宅（公営住宅）です。

*概要は、P.1 「珠洲市復興公営住宅」・「珠洲市賃貸住宅」の概要表 をご確認ください。

2. 募集申込

(1) 入居募集

- ・令和8年6月に、珠洲市が整備する「珠洲市復興公営住宅」と木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」の「入居者募集」（申込受付及び入居資格審査）を行います。
- ・上記の「入居者募集」では、入居予定団地を内定します。応募数が募集戸数を上回る場合は抽選となりますので、あらかじめ「珠洲市復興公営住宅」と「珠洲市賃貸住宅」の中から第1～第3までの入居希望団地を挙げていただきます。上位の希望団地に落選した場合は、下位の希望団地の応募に回ります。
- ・入居申込みが10世帯に満たない団地については、募集を取りやめる場合があります。
- ・「珠洲市復興公営住宅」の入居予定団地が内定した方は、当該団地の竣工前に、入居予定者向けの「入居直前審査」を行うとともに、入居する住戸（部屋）を決定します。完成後は速やかに入居できるよう調整します。
- ・「入居者募集」や「入居直前審査」にあたっては、珠洲市広報「広報すず」、市ホームページ等を活用するとともに、報道機関の協力を得て行います。

*入居までの大まかな流れは、P.2 入居までのスケジュール をご確認ください。

(2) 入居者資格

・条件①～④を全て満たす世帯とします。

●条件①：**災害により住宅を失った世帯***で、住宅に困窮している世帯であること

※原則、り災証明書で、「住家」が「半壊」以上 + 解体済または解体予定の方

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊



被災した住宅を解体済または解体予定の世帯

- ・長期避難世帯の認定を受けた世帯は上記条件を満たしていなくても対象
- ・入居時は、**収入要件（入居できる収入の上限基準）なし**

●条件②：入居申込者や同居者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する「**暴力団員**」でないこと

●条件③：住宅再建のための支援制度の交付を受けていないこと

- ・被災当時の世帯員のいずれかが支援制度の交付を受けている場合は対象外

■住宅再建のための支援制度（例）

- ・「被災者生活再建支援金」（加算支援金）
- ・「珠洲市被災住宅耐震改修等工事費補助金」
- ・「珠洲市被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金」
- ・「珠洲市住まい再建支援金」
- ・「珠洲市住まい修繕支援金」
- ・「珠洲市転居費用助成金*

※恒久的な住まいに転居した場合

●条件④：居住できる住宅を所有していないこと

- ・賃貸物件を契約している世帯も対象（所有していないため）

*特別な事情を抱える被災世帯の方の入居要件は、P.39 参考（4）よくある質問（Q A）をご確認ください。

(3) 申込方法（「入居者募集」および「入居直前審査」）

- ・ 珠洲市環境建設課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて環境建設課に申込みをしてください。郵送による申込みも可です。
- ・ 申込書は、市のホームページからもダウンロードが可能です。

【珠洲市 復興公営住宅の整備】でWEB検索

<https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/5/21278.html>

【必要書類】 - 必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります -

① 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 入居申込書

* 申込書は、P.33 参考(2) 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 入居申込書 をご確認ください。

② リ災証明書（写し）

③ 被災家屋等の解体撤去完了通知書（写し）または滅失登記簿謄本（写し）

* 解体が済んでない場合は、「入居直前審査」までにご準備ください。

④ 入居希望者全員の続柄が記載された住民票（写し）

* 交付手数料300円（6人以上の世帯は500円）

⑤ 18歳以上の入居希望者全員の所得・課税証明書（最新年度）

* 交付手数料300円

公用請求に同意いただける場合は不要（珠洲市に住民票がある方のみ）。

⑥ 障害者手帳または療育手帳（写し） * 該当者のみ

⑦ 介護保険証（写し） * 該当者のみ

⑧ ペットの写真 * ペットとの入居を希望している方のみ

(4) 申込可能住戸

・住戸タイプは下表の3タイプがあり、世帯人数により入居のできる住戸は異なります。

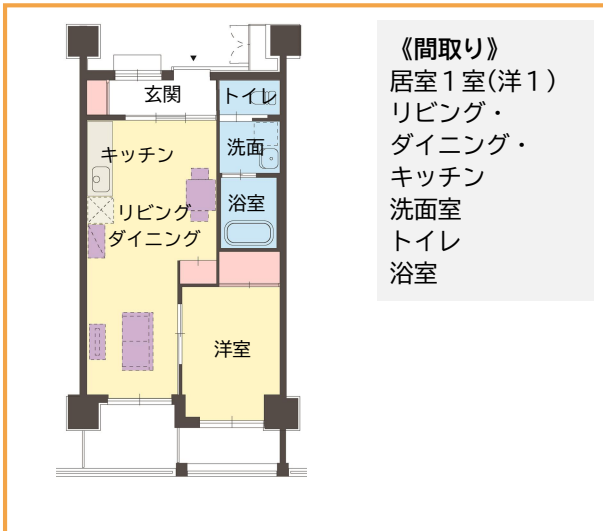
■世帯人数別の申込可能な住戸タイプ ◎：主な入居対象 ○：希望があれば入居可能 -：入居対象外

間取りと 住戸専用面積の目安		1LDK	2LDK	3LDK
		45㎡程度	55㎡程度	65㎡程度
世帯 人数 入居 する	1人	◎	○	-
	2人	○	◎	○
	3人以上	-	○	◎

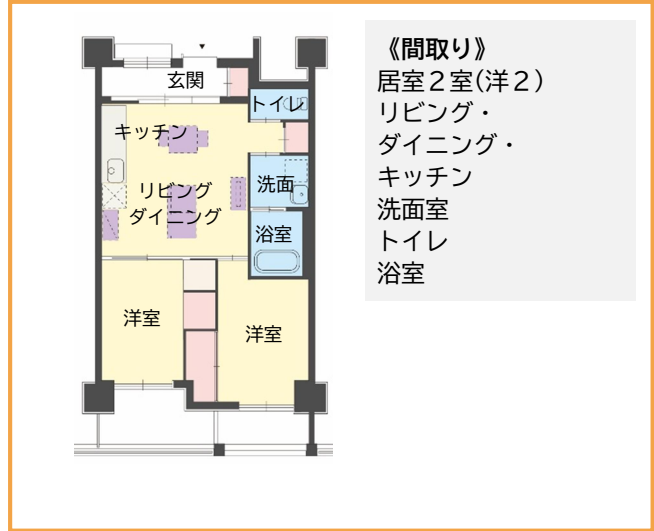
*各住戸タイプ共通してバリアフリー基準に配慮しています。

■間取りのイメージ

1LDK (約45㎡)



2LDK (約55㎡)



3LDK (約65㎡)



※いずれも共同住宅の標準間取りのイメージ

(5) 募集申込区分

- ・募集申込みは、個別での申込みとなります。
- ・「3. 入居者選定」に示す通り、希望する地区や世帯属性に応じて優先順位を定めます。

3. 入居者選定

(1) 入居者選定の方法

- ・団地ごとに入居者募集を行い、募集戸数を超える応募があった場合は、次項に示す第1優先枠～第3優先枠の順で抽選を行い、入居者を選定します。

(2) 入居者選定にあたっての優先順位と優先世帯

1) 優先順位

- ・入居者選定にあたっては、次の優先枠を設定します。

【第1優先枠】

- ・「被災時に居住していたエリア」※に整備される団地への入居を希望する被災世帯

【第2優先枠①】 …第1優先枠入居後の残戸数の6割

- ・被災時に市内に居住し、かつ、2)に示す優先世帯(P.9参照)に該当する被災世帯

【第2優先枠②】 …第1優先枠入居後の残戸数の4割

- ・被災時に市内に居住していた被災世帯(優先世帯以外)

【第3優先枠】 …第1～第2優先枠①②入居後の残戸数

- ・被災時に市外に居住していた被災世帯

※珠洲市では、市内10地区を24エリアに分けて、「新たなまちのかたち」の議論を行っています。ここでいう「24エリア」とは次ページに示す24エリアを指します。

よって、「被災時に居住していたエリア」と、「入居を希望する団地の所在エリア」が一致する場合は、第1優先枠に該当します。

例：「被災時に居住していたエリア」：柏原・小屋・馬渡

「入居を希望する団地の所在エリア」：柏原・小屋・馬渡

第1優先枠

「被災時に居住していたエリア」と「入居を希望する団地の所在エリア」が異なる場合は、第2優先枠または第3優先枠に該当します。

例：「被災時に居住していたエリア」：柏原・小屋・馬渡

「入居を希望する団地の所在エリア」：鵜飼・春日野

第2または第3優先枠

「被災時の居住エリア」に、復興公営住宅の整備予定がない場合は、第1優先枠の「被災時の居住エリア」を「被災時の居住地区」に読み替えてください。ここでいう「居住地区」とは次ページに示す10地区を指します。

■珠洲市の10地区と24エリアおよび整備予定の団地名

10地区名	24エリア名	番号	整備予定の団地		
			団地名	建て方タイプ	戸数
宝立	柏原・小屋・馬渡	1	宝立町柏原団地	長屋	約17戸
	南黒丸・宗玄	2	宝立町南黒丸団地	共同	約15戸
	鶉飼・春日野	3	宝立町春日野団地	共同	約25戸
		4	宝立町鶉飼団地	共同	約60戸
		5	宝立町金峰寺団地	共同	約35戸
上戸	上戸	6	上戸町北方団地	長屋	約16戸
		7	上戸町寺社団地	長屋	約10戸
飯田	飯田	8	飯田町団地（吾妻町）	共同	約21戸
		9	飯田町団地（鍛冶町）	長屋	約30戸
		10	飯田町団地（栄町）	共同	約60戸
		11	飯田町団地（今町）	共同	約10戸
若山	上黒丸	—	—	—	—
	大坊	—	—	—	—
	東若山	12	若山町火宮団地	長屋	約16戸
		13	若山町中田団地	長屋	約10戸
	三郷	—	—	—	—
直	直	14	野々江町団地（西中町）	共同	約50戸
		15	野々江町団地（天神町）	共同	約50戸
正院	岡田・飯塚・平床	16	正院町飯塚団地	長屋	約10戸
	正院・小路・川尻	17	正院町正院団地（神明町）	共同	約40戸
		18	正院町正院団地（大町）	共同	約15戸
		19	正院町小路団地	長屋	約25戸
蛸島	蛸島	20	蛸島町団地（東脇）	共同	約25戸
		21	蛸島町団地（貝蔵）	共同	約35戸
		22	蛸島町団地（新町）	長屋	約10戸
		23	蛸島町団地（島之地）	共同	約10戸
		24	蛸島町団地（栄町）	長屋	約10戸
三崎	寺家	25	三崎町寺家団地	長屋	約10戸
	粟津	26	三崎町宇治団地	共同	約21戸
	本	—	—	—	—
	小泊	27	三崎町雲津団地	長屋	約10戸
日置	狼煙	28	狼煙町団地	戸建	約10戸
	川浦・折戸	29	折戸町団地	戸建	約10戸
	東山中・唐笠	—	—	—	—
大谷	馬縹～笹浪	30	馬縹町団地	戸建	約10戸
	高屋	31	高屋町団地	戸建	約10戸
	大谷	32	大谷町団地	長屋	約40戸
	片岩～真浦	33	仁江町団地	戸建	約10戸
計			33 団地		約750戸

※ 入居申込みが10世帯に満たない団地は、整備を中止する場合があります。その場合は、次点の希望となります。

2) 優先世帯

- ・身体障がい者・障がい児がいる世帯（身体障害者手帳（1～4級）を交付された方がいる世帯）
- ・知的障がい者がいる世帯（療育手帳（A・B）を交付された方がいる世帯）
- ・精神障がい者がいる世帯（精神障害者保健福祉手帳（1～3級）を交付された方がいる世帯）
- ・要介護度3～5の要介護者がいる世帯
- ・18歳未満の子を扶養している配偶者のいない世帯
- ・75歳以上の者のみの世帯
- ・60歳以上と18歳未満の者のみで構成される世帯
- ・18歳未満の子が3人以上いる世帯
- ・小学生以下の子がいる世帯
- ・妊婦（入居申込時）がいる世帯
- ・その他特に配慮すべきと認められる世帯

＊年齢は令和8年4月1日時点のものとしします

(3) 住戸（部屋）の位置の決定方法

- ・住戸（部屋）の位置は、「入居直前審査」が近づいた段階（竣工前）で、抽選により決定します。

4. 入居にあたって

(1) 家賃

- ・家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。
また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。
- ・家賃は、入居可能日からお支払いいただく予定です。

■政令月収^{※1}と住戸タイプ別家賃表^{※2}

区分 (収入分位)	政令月収	家賃		
		1LDK	2LDK	3LDK
		45㎡程度	55㎡程度	65㎡程度
1	104,000 円以下	1.3 万円/月程度	1.6 万円/月程度	1.9 万円/月程度
2	104,001 円～123,000 円	1.5 万円/月程度	1.9 万円/月程度	2.2 万円/月程度
3	123,001 円～139,000 円	1.8 万円/月程度	2.2 万円/月程度	2.5 万円/月程度
4	139,001 円～158,000 円	2.0 万円/月程度	2.4 万円/月程度	2.9 万円/月程度
5	158,001 円～186,000 円	2.3 万円/月程度	2.8 万円/月程度	3.3 万円/月程度
6	186,001 円～214,000 円	2.6 万円/月程度	3.2 万円/月程度	3.8 万円/月程度
7	214,001 円～259,000 円	3.1 万円/月程度	3.7 万円/月程度	4.4 万円/月程度
8	259,001 円～	3.5 万円/月程度	4.3 万円/月程度	5.1 万円/月程度

区分5以上は、“一定以上の収入”がある世帯です。

“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、入居4年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”になります。詳しくは、P.12 (7) 入居後の注意事項をご確認ください。
ただし、60歳以上のみの世帯や障がい者がいる世帯、未就学児のいる世帯等は、区分8以上が“一定以上の収入”がある世帯です。詳しくは、P.35 参考(3) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法をご確認ください。

※1 家賃算定に必要となる月平均所得額のことです。

*算定方法は、P.35 参考(3) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法
をご確認ください。

※2 入居1年目の家賃です。上表の家賃以外に、駐車場代・光熱水費が必要になるほか、退去する際には退去修繕費が必要です。

(2) 家賃以外の費用

1) 駐車場料金

- ・ 駐車場は、原則1世帯1台とし、2台目以降については、空き状況に応じて、希望者を募集します。募集台数に対し、希望者数が上回った場合には、抽選により決定します。
- ・ 駐車場料金は600円/月・台です。

2) ケーブルテレビの利用料金

- ・ テレビの視聴にあたっては、個別にケーブルテレビをご契約いただく必要があります。
- ・ 利用料金は契約プランにより異なります。(例：地上波のみ・・・約1,650円)

3) 退去修繕費

- ・ 退去時には、入居時の状態に部屋を戻す「原状回復」義務を負うことになります。

(3) 敷金

- ・ 免除とします。

(4) 緊急連絡先

- ・ 緊急連絡先として、緊急時に確実に連絡ができる成人が1名必要です。
*緊急連絡人とは、入居者に異常があった時などに、本市から連絡し、確認を行っていただく方です。滞納家賃の保証は含みません。

(5) 入居手続き

- ・ 入居する住戸の決定通知から10日以内に入居手続きを行います。手続き完了後、市から入居可能日の通知を受けた日(毎月1日)から入居することができます。やむを得ない理由がある場合は、翌月1日からの入居とすることができます。
- ・ 上記期間内に入居しない場合には、入居を取り消す場合があります。入居を取り消された者については、一定期間、復興公営住宅に申込みできない場合があります。
- ・ 家賃は入居可能日からお支払いいただく予定です。

(6) ペットの飼育

- ・ 被災時に飼育していたペットに限り飼育可能とします。
ただし、入居する住戸(部屋)等の希望に添うことはできません。
- ・ ペットの飼育にあたっては次の条件を遵守していただくこととなります。
 - ・ 室内での飼育に限ります。
 - ・ ペットの飼育を起因とする損傷、汚れ等の修繕費用については、全額飼育者負担とします。
 - ・ ペットと一緒に入居される場合は、他の居住者の迷惑とならないよう、ペットの適切な管理のため、入居時にペットの管理協定を珠洲市と結び、団地内のペット飼育世帯で構成される管理団体に入ることを条件とします。
- ・ 入居後に新たにペットを飼うことはできません。
- ・ 事前に届出していないペットの居住を確認した際には、退去を命じる場合があります。

(7) 入居後の注意事項

- ・“一定以上の収入”がある世帯の入居3年以内の家賃の例は下表のとおりですが、“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、入居4年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”となるため、非常に高い家賃が適用されることとなります。
- ・“一定以上の収入”がある世帯は、P. 13以降に記載している珠洲市賃貸住宅（収入によらず家賃は一定）への入居をご検討ください。

■ 「一定以上の収入」がある世帯の入居3年以内の家賃の例

住戸面積	月額家賃
45㎡程度	3.5万円
55㎡程度	4.3万円
65㎡程度	5.1万円

■ 「一定以上の収入」に該当する世帯収入の目安*

世帯の例	世帯人数(※片働き)	世帯収入
	単身世帯	約290万円/年
	60歳以上の単身者	約450万円/年
	2人世帯*	約350万円/年
	ともに70歳以上の夫婦の場合	約510万円/年
	3人世帯*	約400万円/年
	就学前の子どもがいる場合	約550万円/年
	70歳以上の方が1名いる場合	約410万円/年
	4人世帯*	約440万円/年
	就学前の子どもがいる場合	約600万円/年
70歳以上の方が1名いる場合	約460万円/年	

※世帯年収の算定には、細かな計算が必要となりますので、目安とお考えください。

II 珠洲市賃貸住宅

1. 珠洲市賃貸住宅とは

「珠洲市賃貸住宅」は、災害救助法にもとづき供給された木造の建設型応急住宅（以下「木造仮設住宅」という）を転用し、市が譲渡を受けて整備する賃貸住宅です。被災者向けに低廉な家賃設定とし、また、入居にあたり、収入要件を設けていません。

「珠洲市賃貸住宅」は、以下の2つの種類があります。

[「A. 被災世帯向け住宅」](#) …下表の6つの団地

[「B. 一般世帯向け住宅」](#) …下表の宝立町第2団地

「A. 被災世帯向け住宅」は、被災した世帯のみを対象とし、「B. 一般世帯向け住宅」は、被災した世帯以外の方も入居可能としています。どちらも復興公営住宅と比べ小規模な住宅です。

木造仮設住宅は、被災者の住まいの確保のため早期に完成させる必要があるため、最小限の住宅仕様等となっています。珠洲市賃貸住宅は、これをそのまま活用するため、復興公営住宅より家賃が低く設定されており、経済的な負担は少なくなります。

*概要は、P. 1 「珠洲市復興公営住宅」・「珠洲市賃貸住宅」の概要表 をご確認ください。

■転用する木造仮設住宅（珠洲市賃貸住宅）

A. 被災世帯向け住宅 (木造在来工法)	宝立町第3団地（旧鶴島駅前）	(15戸)
	若山町第3団地（旧大坊小学校）	(29戸)
	若山町第4団地（旧上黒丸小中学校）	(23戸)
	三崎町第4団地（杉山農村公園）	(12戸)
	折戸町第1団地（旧日置中学校）	(42戸)
	狼煙町第2団地（横山民有地）	(3戸)
B. 一般世帯向け住宅 (DLT（木質パネル）工法)	宝立町第2団地（見付公園）	(90戸)

※上記以外の木造仮設住宅は解体・撤去する予定です。

2. 募集申込

(1) 入居募集

- ・令和8年6月に、珠洲市が整備する「珠洲市復興公営住宅」と木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」の「入居者募集」(申込受付及び入居資格審査)を行います。
 - ・上記の「入居者募集」では、入居予定団地を内定します。応募数が募集戸数を上回る場合は抽選となりますので、あらかじめ「珠洲市復興公営住宅」と「珠洲市賃貸住宅」の中から第1～第3までの入居希望団地を挙げていただきます。上位の希望団地に落選した場合は、下位の希望団地の応募に回ります。
 - ・「珠洲市賃貸住宅」の入居予定団地が内定した方は、令和10年度頃に、当該団地に入居者がいる状態で、「入居直前審査」を行うとともに、入居する住戸(部屋)を決定します。その後速やかに入居・住み替えが行われるように調整します。
- *入居までの大まかな流れは、P.2 入居までのスケジュール をご確認ください。

(2) 入居者資格

A. 被災世帯向け住宅 : 条件①～②を全て満たす世帯とします。

- 条件①: り災証明書で「住家」が「一部損壊」以上の方
- 条件②: 入居申込者や同居者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと

B. 一般世帯向け住宅 : Aの条件のうち、条件②を満たす世帯(①は不要)

*特別な事情を抱える被災世帯の方の入居要件は、P.39 参考(4)よくある質問(QA) をご確認ください。

(3) 申込方法(「入居者募集」および「入居直前審査」)

- ・珠洲市環境建設課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて環境建設課に申込みをしてください。郵送による申込みも可です。
- ・申込書は、市のホームページからもダウンロードが可能です。
【珠洲市 復興公営住宅の整備】でWEB検索
<https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/5/21278.html>

【必要書類】 - 必要に応じて追加で書類の提出を求め場合があります -

①珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 入居申込書

*申込書は、P.33 参考(2)珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 入居申込書 をご確認ください。

②り災証明書(写し)

③入居希望者全員の続柄が記載された住民票(写し)

*交付手数料300円(6人以上の世帯は500円)

④障害者手帳または療育手帳(写し) *該当者のみ

⑤介護保険証(写し) *該当者のみ

⑥ペットの写真 *ペットとの入居を希望している方のみ

公用請求に同意いただける場合は不要(珠洲市に住民票がある方のみ)。

(4) 申込可能住戸

・住戸タイプは下表の3タイプがあります。

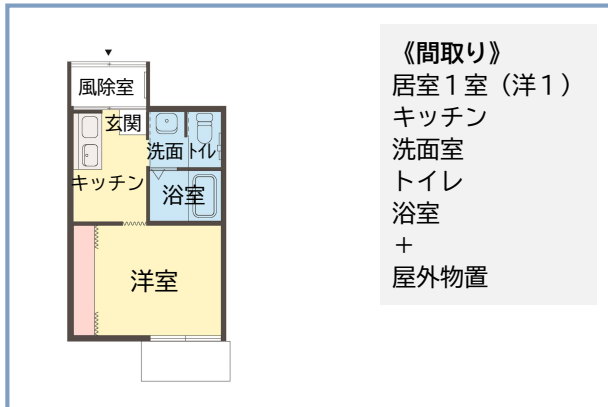
■住戸タイプ

	1 K	2 K・1DK	3 K・3DK
住戸専用面積	約20㎡	約30㎡	約40㎡

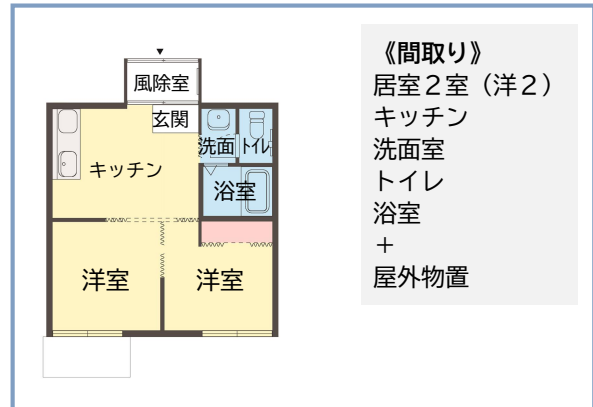
■間取りのイメージ

A. 被災世帯向け住宅（木造在来工法）

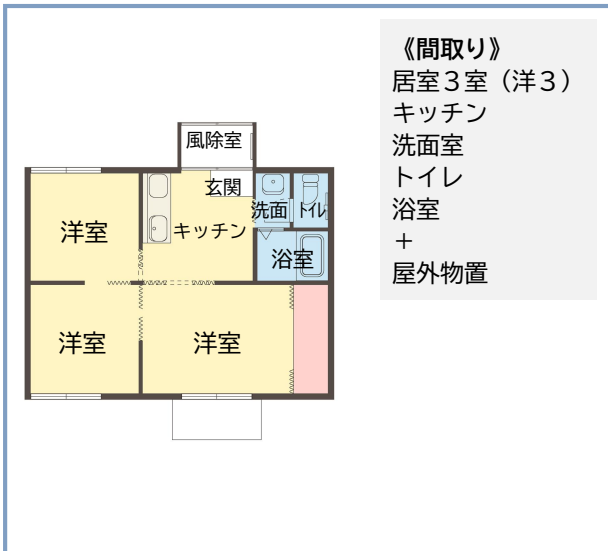
1 K（約20㎡）



2 K（約30㎡）



3 K（約40㎡）



B. 一般世帯向け住宅（DLT（木質パネル）工法）

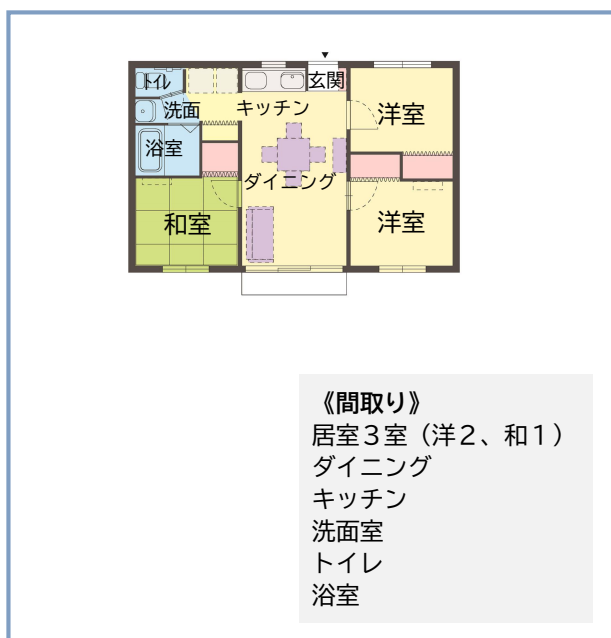
1K（約20㎡）



1DK（約30㎡）



3DK（約40㎡）



（5）募集申込区分

- ・募集申込みは、個別申込みによる方法のみとなります。
- ・「3. 入居者選定」に示す通り、希望する地区や世帯属性に応じて優先順位を定めます。

3. 入居者選定

(1) 入居者選定の方法

- ・団地ごとに入居者募集を行い、募集戸数を超える応募があった場合は、次項に示す優先枠の順で抽選を行い、入居者を選定します。
- ・現在、「珠洲市賃貸住宅」になる予定の木造仮設住宅にお住まいで、身体に障がいのある方（身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方がいる世帯）で、継続して入居する希望がある方は、入居者募集によらず、継続入居を認めます。

(2) 入居者選定にあたっての優先順位と優先世帯

1) 優先順位

A. 被災世帯向け住宅

- ・入居者選定にあたっては、次の優先枠を設定します。

【第1優先枠】

- ・「珠洲市賃貸住宅」になる予定の木造仮設住宅に現にお住まいで、継続して入居を希望する被災世帯

【第2優先枠①】 …第1優先枠入居後の残戸数の6割

- ・被災時に市内に居住し、かつ、2)に示す優先世帯（P.19参照）に該当する被災世帯

【第2優先枠②】 …第1優先枠入居後の残戸数の4割

- ・被災時に市内に居住していた被災世帯（優先世帯以外）

【第3優先枠】 …第1～第2優先枠入居後の残戸数

- ・被災時に市外に居住していた被災世帯

■珠洲市の10地区および供給予定の団地名

10地区名	番号	供給予定の団地		
		団地名	建て方タイプ	戸数
宝立	34	宝立町第3団地 (旧鶴島駅前)	長屋	15戸
上戸	—	—	—	—
飯田	—	—	—	—
若山	35	若山町第3団地 (旧大坊小学校)	長屋	29戸
	36	若山町第4団地 (旧上黒丸小中学校)	長屋	23戸
直	—	—	—	—
正院	—	—	—	—
蛸島	—	—	—	—
三崎	37	三崎町第4団地 (杉山農村公園)	長屋	12戸
日置	38	折戸町第1団地 (旧日置中学校)	長屋	42戸
	39	狼煙町第2団地 (横山民有地)	長屋	3戸
大谷	—	—	—	—
計		6団地		124戸

B. 一般世帯向け住宅

- ・入居者選定にあたっては、次の優先枠を設定します。

【第1優先枠】

- ・「珠洲市賃貸住宅」になる予定の木造仮設住宅に現にお住まいで、継続して入居を希望する被災世帯

【第2優先枠①】 …第1優先枠入居後の残戸数の6割

- ・被災時に市内に居住し、かつ、2)に示す優先世帯 (p.19 参照) に該当する被災世帯

【第2優先枠②】 …第1優先枠入居後の残戸数の4割

- ・被災時に市内に居住していた被災世帯 (優先世帯以外)

【第3優先枠】 …第1～第2優先枠入居後の残戸数

- ・上記以外の世帯

■珠洲市の10地区および供給予定の団地名

10地区名	番号	供給予定の団地		
		団地名	建て方タイプ	戸数
宝立	40	宝立町第2団地 (見付公園)	共同	90戸
計		1団地		90戸

2) 優先世帯

- ・身体障がい者・障がい児がいる世帯（身体障害者手帳（1～4級）を交付された方がいる世帯）
- ・知的障がい者がいる世帯（療育手帳（A・B）を交付された方がいる世帯）
- ・精神障がい者がいる世帯（精神障害者保健福祉手帳（1～3級）を交付された方がいる世帯）
- ・要介護度3～5の要介護者がいる世帯
- ・18歳未満の子を扶養している配偶者のいない世帯
- ・75歳以上の者のみの世帯
- ・60歳以上と18歳未満の者のみで構成される世帯
- ・18歳未満の子が3人以上いる世帯
- ・小学生以下の子がいる世帯
- ・妊婦（入居申込時）がいる世帯
- ・その他特に配慮すべきと認められる世帯

＊年齢は令和8年4月1日時点のものとしします

(3) 住戸（部屋）の位置の決定方法

- ・住戸（部屋）の位置は、「入居直前審査」が近づいた段階で、抽選により決定します。
- ・なお、「珠洲市賃貸住宅」になる予定の木造仮設住宅に現にお住まいで、継続して入居を希望する被災世帯が、令和8年6月に実施する「入居者募集」で、当該団地への入居が内定した場合は、お住まいの住戸に継続して居住することができます。

4. 入居にあたって

(1) 家賃

- ・家賃は、下表の金額を予定しています。家賃は令和12年4月からお支払いいただく予定です。（令和12年3月までは家賃は発生しません）

■住戸タイプ別家賃表※

住戸専用面積	約20㎡	約30㎡	約40㎡
A. 被災世帯向け住宅	0.7万円/月程度	1.1万円/月程度	1.4万円/月程度
B. 一般世帯向け住宅	2.0万円/月程度	2.5万円/月程度	3.0万円/月程度

※ 上表の家賃以外に、駐車場代・光熱水費が必要になるほか、退去する際には退去修繕費が必要です。

(2) 家賃以外の費用

1) 駐車場料金

- ・ 駐車場は、原則1世帯1台とし、2台目以降については、空き状況に応じて、希望者を募集します。募集台数に対し、希望者数が上回った場合には、抽選により決定します。
- ・ 駐車場料金は600円/月・台です。

2) ケーブルテレビの利用料金

- ・ テレビの視聴にあたっては、個別にケーブルテレビをご契約いただく必要があります。
- ・ 利用料金は契約プランにより異なります。(例：地上波のみ・・・約1,650円)

2) 退去修繕費

- ・ 退去時には、入居時の状態に部屋を戻す「原状回復」義務を負うことになります。

(3) 敷金

- ・ 免除とします。

(4) 緊急連絡先

- ・ 緊急連絡先として、緊急時に確実に連絡ができる成人が1名必要です。
*緊急連絡人とは、入居者に異常があった時などに、本市から連絡し、確認を行っていただく方です。滞納家賃の保証は含みません。

(5) 入居手続き

- ・ 入居する住戸の決定通知から10日以内に入居手続きを行います。手続き完了後、市から入居可能日の通知を受けた日(毎月1日)から入居することができます。やむを得ない理由がある場合は、翌月1日からの入居とすることができます。
- ・ 上記期間内に入居しない場合には、入居を取り消す場合があります。入居を取り消された者については、一定期間、「珠洲市賃貸住宅」に申込みできない場合があります。
- ・ 家賃は令和12年4月からお支払いいただく予定です。

(6) ペットの飼育

- ・ 被災時に飼育していたペットに限り飼育可能とします。
ただし、入居する住戸(部屋)等の希望に添うことはできません。
- ・ ペットの飼育にあたっては次の条件を遵守していただくこととなります。
 - ・ 室内での飼育に限ります。
 - ・ ペットの飼育を起因とする損傷、汚れ等の修繕費用については、全額飼育者負担とします。
 - ・ ペットと一緒に入居される場合は、他の居住者の迷惑とならないよう、ペットの適切な管理のため、入居時にペットの管理協定を珠洲市と結び、団地内のペット飼育世帯で構成される管理団体に入ることを条件とします。
- ・ 入居後に新たにペットを飼うことはできません。
- ・ 事前に届出していないペットの居住を確認した際には、退去を命じる場合があります。

参考

(1) 整備・供給予定団地

10 地区	24 エリア	整備・供給予定の団地					
		区分	番号	団地名	タイプ	計画戸数	入居予定
宝立	柏原・小 屋・馬渡	復興公営	1	宝立町柏原団地	長屋	約 17 戸	令和 10 年度
		復興公営	2	宝立町南黒丸団地	共同	約 15 戸	令和 11 年度
	南黒丸・ 宗玄	珠洲市賃貸 B	40	宝立町第 2 団地 (見付公園)	共同	90 戸	令和 11 年度
		珠洲市賃貸 A	34	宝立町第 3 団地 (旧鶺鴒駅前)	長屋	15 戸	令和 11 年度
	鶺鴒・ 春日野	復興公営	3	宝立町春日野団地	共同	約 25 戸	令和 10 年度
		復興公営	4	宝立町鶺鴒団地	共同	約 60 戸	令和 10 年度
		復興公営	5	宝立町金峰寺団地	共同	約 35 戸	令和 11 年度
上戸	上戸	復興公営	6	上戸町北方団地	長屋	約 16 戸	令和 10 年度
		復興公営	7	上戸町寺社団地	長屋	約 10 戸	令和 11 年度
飯田	飯田	復興公営	8	飯田町団地 (吾妻町)	共同	約 21 戸	令和 10 年度
		復興公営	9	飯田町団地 (鍛冶町)	長屋	約 30 戸	令和 10 年度
		復興公営	10	飯田町団地 (栄町)	共同	約 60 戸	令和 11 年度
		復興公営	11	飯田町団地 (今町)	共同	約 10 戸	令和 11 年度
若山	上黒丸	珠洲市賃貸 A	36	若山町第 4 団地 (旧上黒丸小中学校)	長屋	23 戸	令和 11 年度
	大坊	珠洲市賃貸 A	35	若山町第 3 団地 (旧大坊小学校)	長屋	29 戸	令和 11 年度
	東若山	復興公営	12	若山町火宮団地	長屋	約 16 戸	令和 10 年度
		復興公営	13	若山町中田団地	長屋	約 10 戸	令和 11 年度
	三郷	—	—	—	—	—	—
直	直	復興公営	14	野々江町団地 (西中町)	共同	約 50 戸	令和 10 年度
		復興公営	15	野々江町団地 (天神町)	共同	約 50 戸	令和 10 年度
正院	岡田・飯 塚・平床	復興公営	16	正院町飯塚団地	長屋	約 10 戸	令和 10 年度

【凡例】復興公営 : 復興公営住宅

珠洲市賃貸 A : 珠洲市賃貸住宅 (A. 被災世帯向け住宅 | 木造在来工法)

珠洲市賃貸 B : 珠洲市賃貸住宅 (B. 一般世帯向け住宅 | 宝立町第 2 団地)

※整備・供給予定団地、住宅タイプ、計画戸数は入居申込み結果によって変更する場合があります。

※入居申込みが 10 世帯に満たない団地は、同エリア内で他に整備・供給予定の団地があれば、整備を中止する場合があります。

10 地区	24 エリア	整備・供給予定の団地					計画戸数	入居予定
		区分	番号	団地名	タイプ			
正院	正院・小路・川尻	復興公営	17	正院町正院団地（神明町）	共同	約 40 戸	令和 10 年度	
		復興公営	18	正院町正院団地（大町）	共同	約 15 戸	令和 11 年度	
		復興公営	19	正院町小路団地	長屋	約 25 戸	令和 11 年度	
蛸島	蛸島	復興公営	20	蛸島町団地（東脇）	共同	約 25 戸	令和 10 年度	
		復興公営	21	蛸島町団地（貝蔵）	共同	約 35 戸	令和 10 年度	
		復興公営	22	蛸島町団地（新町）	長屋	約 10 戸	令和 11 年度	
		復興公営	23	蛸島町団地（島之地）	共同	約 10 戸	令和 10 年度	
		復興公営	24	蛸島町団地（栄町）	長屋	約 10 戸	令和 11 年度	
三崎	寺家	復興公営	25	三崎町寺家団地	長屋	約 10 戸	令和 10 年度	
	栗津	復興公営	26	三崎町宇治団地	共同	約 21 戸	令和 10 年度	
		珠洲市賃貸 A	37	三崎町第 4 団地 （杉山農村公園）	長屋	12 戸	令和 11 年度	
	小泊	復興公営	27	三崎町雲津団地	長屋	約 10 戸	令和 11 年度	
日置	狼煙	復興公営	28	狼煙町団地	戸建	約 10 戸	令和 11 年度	
		珠洲市賃貸 A	39	狼煙町第 2 団地 （横山民有地）	長屋	3 戸	令和 11 年度	
	川浦・折戸	復興公営	29	折戸町団地	戸建	約 10 戸	令和 10 年度	
		珠洲市賃貸 A	38	折戸町第 1 団地 （旧日置中学校）	長屋	42 戸	令和 11 年度	
	東山中・唐笠	—	—	—	—	—	—	
大谷	馬縹～笹波	復興公営	30	馬縹町団地	戸建	約 10 戸	令和 9 年度	
	高屋	復興公営	31	高屋町団地	戸建	約 10 戸	令和 10 年度	
	大谷	復興公営	32	大谷町団地	長屋	約 40 戸	令和 10 年度	
	片岩～真浦	復興公営	33	仁江町団地	戸建	約 10 戸	令和 10 年度	
計	復興公営					約 750 戸		
	珠洲市賃貸 A					124 戸		
	珠洲市賃貸 B					90 戸		
	合計					約 964 戸		

【凡例】復興公営：復興公営住宅

珠洲市賃貸 A：珠洲市賃貸住宅（A. 被災世帯向け住宅 | 木造在来工法）

珠洲市賃貸 B：珠洲市賃貸住宅（B. 一般世帯向け住宅 | 宝立町第 2 団地）

※整備・供給予定団地、住宅タイプ、計画戸数は入居申込み結果によって変更する場合があります。

※入居申込みが 10 世帯に満たない団地は、同エリア内で他に整備・供給予定の団地があれば、整備を中止する場合があります。

■復興公営住宅のイメージ（建て方タイプ別）

戸建タイプ



長屋タイプ



共同住宅タイプ①



共同住宅タイプ②



※実際の整備内容とは異なる場合があります

■珠州市賃貸住宅のイメージ（建て方タイプ別）

長屋タイプ（A. 被災世帯向け住宅）



共同住宅タイプ（B. 一般世帯向け住宅）



<令和8年4月時点での整備・供給予定敷地> (詳細は、P.25~32)



C上戸・飯田・直・若山、F直・正院、H蛸島・三崎 拡大図



Sources: Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS, © OpenStreetMap contributors, GeoTechnologies, Inc., and the GIS User Community

A 宝立地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

B 宝立・上戸地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠洲市復興公営住宅」の整備予定敷地 木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」

C 上戸・飯田・直・若山地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

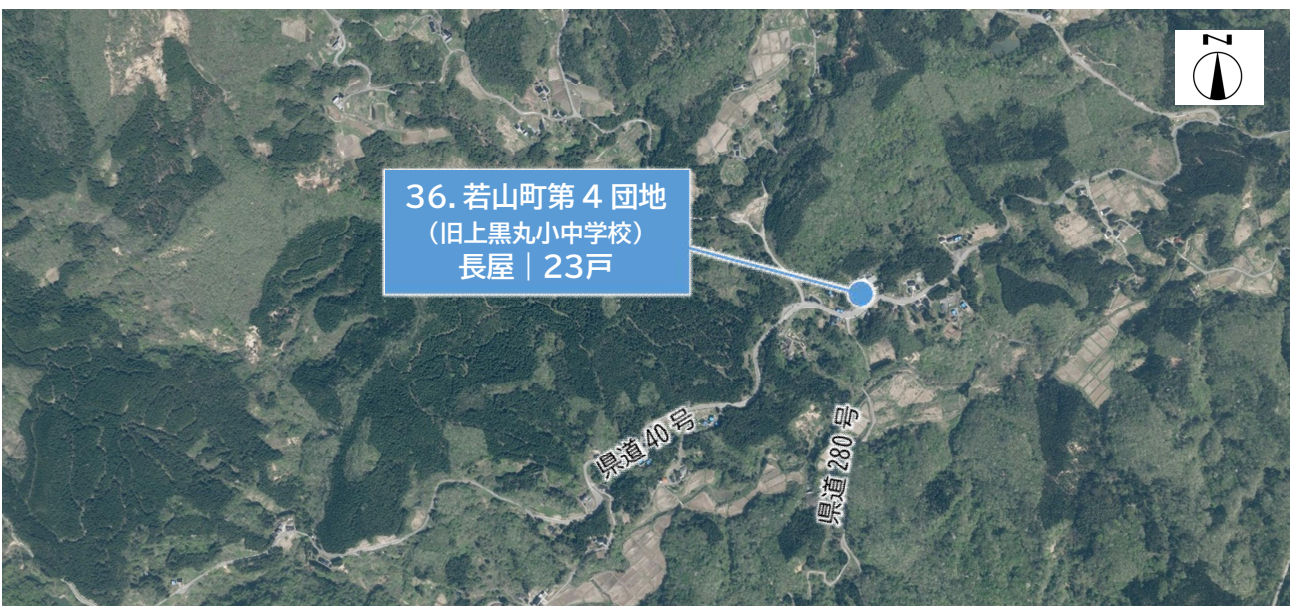
凡例: 「珠洲市復興公営住宅」の整備予定敷地 木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」

D 若山地区(その1)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

E 若山地区(その2)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠州市復興公営住宅」の整備予定敷地 木造仮設住宅を転用した「珠州市賃貸住宅」

F 直・正院地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

G 正院・三崎地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠州市復興公営住宅」の整備予定敷地

木造仮設住宅を転用した「珠州市賃貸住宅」

H 蛸島・三崎地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

I 三崎地区(その1)での整備・供給予定敷地

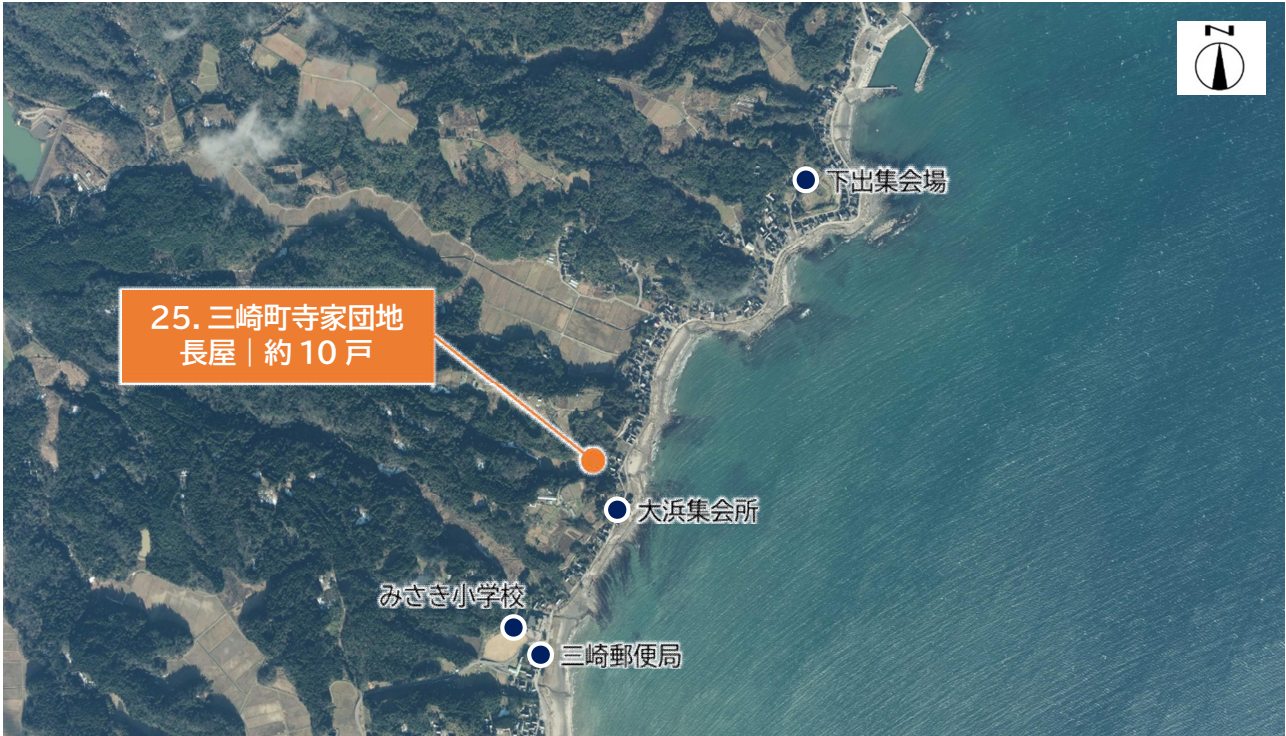


出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠洲市復興公営住宅」の整備予定敷地

木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」

J 三崎地区(その2)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

K 日置地区での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠州市復興公営住宅」の整備予定敷地 木造仮設住宅を転用した「珠州市賃貸住宅」

L 大谷地区(その1)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

M 大谷地区(その2)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例:	 「珠州市復興公営住宅」の整備予定敷地	 木造仮設住宅を転用した「珠州市賃貸住宅」
-----	--	--

N 大谷地区(その3)での整備・供給予定敷地



出典:国土地理院 WEB サイトの空中写真をもとに作成

凡例: 「珠洲市復興公営住宅」の整備予定敷地

木造仮設住宅を転用した「珠洲市賃貸住宅」

(2) 珠州市復興公営住宅・珠州市賃貸住宅 入居申込書

珠州市復興公営住宅・珠州市賃貸住宅 入居申込書

次のとおり、珠州市復興公営住宅または珠州市賃貸住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。

1. 申込名義人および緊急連絡先			提出日	年 月 日
申込 名義人	(ふりがな) 氏名		電話 番号	
	現住所	〒 -	現住所の 区分	1. 自宅 2. 建設型応急仮設住宅 3. 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅) 4. その他 ()
	被災時 住所	〒 -		
緊急 連絡先	(ふりがな) 氏名		電話 番号	
	現住所	〒 -	申込者 との続柄	

2. 入居を希望する珠州市復興公営住宅・珠州市賃貸住宅

希望する団地の記入にあたっては「珠州市復興公営住宅および珠州市賃貸住宅 入居の手引き」p.21～32、
間取りについてはp.6, 15～16をご確認ください。第1希望から第3希望まで別の団地を記入してください。

希望する団地	番号	団地名	希望する間取り	
第1希望			珠州市復興公営 住宅を希望する方	1LDK、2LDK、3LDKから選択
第2希望				
第3希望			珠州市賃貸住宅 を希望する方	1K、2K・1DK、3K・3DKから選択

2つ目の住戸の希望 (5人以上の世帯の方のみ、空きがあれば)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 非該当(4人以下の世帯)
-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

3. 入居予定者(不足する場合は、申込書を追加してください)

3. 入居予定者(不足する場合は、申込書を追加してください)				入居人数(申込名義人含めた人数)	人
(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先名称 (お勤めの方)	勤務先所在地 (お勤めの方)
	申込名義人 (本人)	T・S H・R 年 月 日			
		T・S H・R 年 月 日			
		T・S H・R 年 月 日			
		T・S H・R 年 月 日			
		T・S H・R 年 月 日			

4. 世帯員の中に妊娠中または障害者手帳や要介護認定をお持ちの方の有無
(チェックを入れてください)

現在（入居申込時）、妊娠中の方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
療育手帳（A1・A2・B1・B2）をお持ちの方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
要介護認定（要介護3～5）を受けている方がいる世帯	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

障害者手帳や介護保険証の写しを添付してください

5. 自家用車等の保有台数、ペットの飼育の有無*

車	バイク	自転車	シニアカー	ペットの飼育	ペットの種類と数
台	台	台	台	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

※復興公営住宅では、被災時に飼育していたペットを1代に限り飼育可能とします。

6. 入居要件の確認（チェックを入れてください）

【**珠洲市復興公営住宅への入居を希望する方**】 ①～④のすべてに該当が必要

<input type="checkbox"/>	① 次のどちらかにあてはまる。 ・り災証明書で住家が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかで、被災した住宅を解体済または解体予定である。 ・長期避難世帯の認定を受けている。
<input type="checkbox"/>	② 入居申込者や同居者が暴力団員でない。
<input type="checkbox"/>	③ 住宅再建のための支援制度の交付を受けていない。
<input type="checkbox"/>	④ 居住できる住宅を所有していない。

【**珠洲市賃貸住宅への入居を希望する方**】

被災世帯向け住宅では①～②のすべて、一般世帯向け住宅では②に該当が必要

<input type="checkbox"/>	① り災証明書で住家が「一部損壊」以上である。
<input type="checkbox"/>	② 入居申込者や同居者が暴力団員でない。

添付する関係書類（提出前にチェックを入れてください）

必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

【**珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 共通**】

添付する書類	公用請求を希望※1	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(1) り災証明書の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 住民票の写し（入居者全員の続柄が記載されたもの）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 障害者手帳または療育手帳の写し（該当者のみ）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 介護保険証の写し（該当者のみ）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5) ペットの写真（ペットとの入居を希望している方のみ）

【**珠洲市復興公営住宅を希望する方のみ**】

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(6) 被災家屋等の解体撤去完了通知書または滅失登記簿謄本の写し※2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 所得・課税証明書（18歳以上の入居者全員分、最新年度のもの）

※1 珠洲市に住民票がある方のみ（本人確認が必要となります）

※2 解体が済んでいない場合は、入居直前審査までにご準備ください。

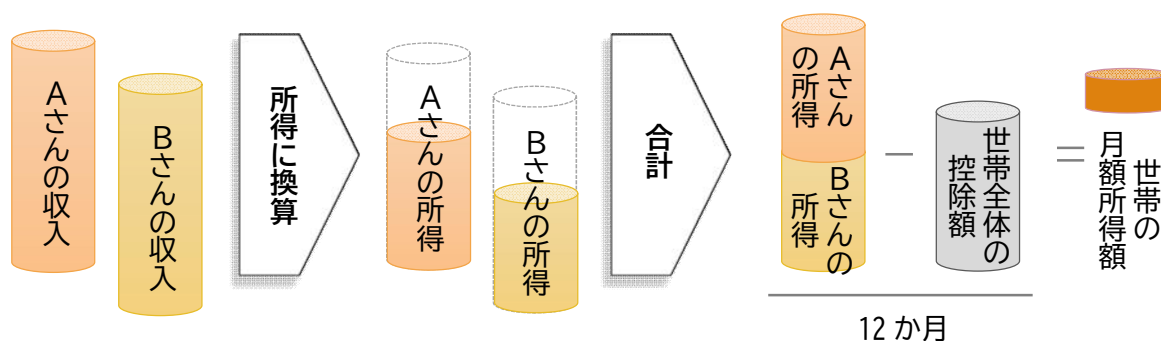
(3) 復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法

1) 基本的な考え方

- ・復興公営住宅の家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。
- ・具体的には、下記に示す計算方法で政令月収を算出し、政令月収に応じた区分（収入分位）に振り分けられます。そして、家賃は、振り分けられた区分（収入分位）ごとに、住戸面積などその他の条件を加味して設定されています。
- ・政令月収とは、「入居者全員の1年間の所得の合計額」から法で定める「控除額」を差し引いた後、12か月で割ることにより算出する月収のことです。ここでは政令月収の算出方法を整理しています。

*「珠洲市賃貸住宅」の家賃は、収入によらず一定のため、この算出方法は使いません。

$$\text{政令月収} = (\text{A 所得金額} - \text{B 控除額}) \div 12$$



■政令月収の対象となる収入・対象とならない収入

政令月収の算出 対象となる収入	<ul style="list-style-type: none"> ・働いて得た収入（給与、報酬、事業等） ・年金または恩給（遺族、障害、労災によるものは除く） ・配当所得 ・不動産所得 ・その他所得等 <p>※パートやアルバイト、季節労働も対象となります。勤め始めて間もない収入も計算します。ただし、申込日時点において既に辞めた仕事の収入は除きます。</p>
政令月収の算出 対象とならない 収入	<ul style="list-style-type: none"> ・仕送り ・遺族年金 ・障害年金 ・労災年金 ・労災保険金 ・休業補償金 ・雇用保険金 ・職業訓練受講給付金 ・一時所得 ・生活保護による扶助費 ・奨学金 ・中国残留邦人等支援給付金 ・災害支援金 ・災害見舞金 ・その他、課税対象とならない収入

2) 計算方法

A 所得金額

① 給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。

給与収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額 (源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	給与収入金額 - 650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	端数整理*後の給与収入金額 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理*後の給与収入金額 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額 - 1,950,000円

*端数整理：給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000を掛けます

② 事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合は、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得の総所得金額が対象となります。

③ 公的年金受給者

課税対象の総年金収入額（2種類以上ある場合はすべて含む）をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。

受給者の年齢	年金収入金額（税込）	年金所得金額
65歳以上	0～1,100,000円	0円
	1,100,001～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000～7,699,999円	年金収入額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000～9,999,999円	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入額 - 1,955,000円
65歳未満	0～600,000円	0円
	600,001～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円
	1,300,000～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000～7,699,999円	年金収入額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000～9,999,999円	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	年金収入額 - 1,955,000円

B 控除額

区分	区分の概要	控除額 (該当者1人につき)
1. 基礎控除振替	給与所得または公的年金等のある方（世帯主含む）	10万円 ^{※1}
2. 同居親族控除・別居扶養親族控除	同居している親族+別居している所得税法上の扶養親族	38万円
3. 老人控除対象配偶者・老人扶養控除	所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族のうち、70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円
4. 扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、16～23歳未満の人数	25万円
5. ひとり親控除	次のア～エすべてに該当する方 ア 現に婚姻をしていないまたは配偶者の生死が不明 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない ウ 年間の所得額が48万円以下の子がいる エ 年間の所得額が500万円以下である	35万円 ^{※2}
6. 寡婦控除	次のア～ウのいずれかに該当する方 ア 夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下 イ 夫と死別してから婚姻していない、または夫の生死が不明で年間の所得の見積額が500万円以下 ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない (「5. ひとり親控除」に該当する方は除く)	27万円 ^{※3}
7. 障がい者控除	本人または「2. 同居親族控除・別居扶養親族控除」に該当する方で、障がい者手帳または療育手帳等を交付されている方 (「8. 特別障がい者控除」に該当する方は除く)	27万円
8. 特別障がい者控除	名義人、同居者及び別居の扶養親族で、1級または2級の障害者手帳、A判定の療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている方等	40万円
9. 所得金額調整控除	給与所得と年金等所得の両方の所得がある方	上限10万円 ^{※4}

※1 該当者の給与所得等の金額が10万円未満の場合は当該金額

※2 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」(10万円)を控除した残額が、35万円未満の場合は当該金額

※3 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」(10万円)を控除した残額が、27万円未満の場合は当該金額

※4 控除額は「給与所得(上限10万円)+公的年金等所得(上限10万円)-10万円」の計算式により算出

3) 収入による区分と“一定以上の収入”がある世帯の取り扱い

- ・公営住宅制度上、市営住宅（珠洲市復興公営住宅を含む）の入居世帯は、世帯属性に応じて「本来階層」と「裁量階層」に区分されます。「裁量階層」は、下表のとおり、60歳以上のみの世帯や障がい者がいる世帯、未就学児のいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある世帯が該当し、収入要件が緩和されています。裁量階層以外の世帯は「本来階層」となります。
- ・本来階層は収入分位5（政令月収15.8万円～）以上、裁量階層は収入分位8（政令月収25.9万円～）以上になると、“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）となります。
- ・“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）は、公営住宅制度上、入居4年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”に引き上げられます。

■本来階層と裁量階層の区分

本来階層	裁量階層
右記に該当する者がいない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の単身世帯 ・世帯員が60歳以上のみの世帯 ・世帯員が60歳以上と18歳未満のみの世帯 ・小学校に入る前の子どもがいる世帯 ・障がい者のいる世帯 ・戦傷病者・海外引揚者・原爆被災者・ハンセン病入所者

■収入による区分と“一定以上の収入”がある世帯の関係

区分（収入分位※）（%）		政令月収（円）	本来階層	裁量階層
1	0 ~ 10	0 ~ 104,000	↑ ↓	↑ ↓
2	10 ~ 15	104,001 ~ 123,000		
3	15 ~ 20	123,001 ~ 139,000		
4	20 ~ 25	139,001 ~ 158,000		
5	25 ~ 32.5	158,001 ~ 186,000	↑ ↓	↑ ↓
6	32.5 ~ 40	186,001 ~ 214,000		
7	40 ~ 50	214,001 ~ 259,000		
8	50 ~	259,001 ~		
高額	60 ~	312,000 ~	↑ ↓ ”一定以上の収入” がある世帯	

※全国の2人以上世帯を収入の低い順に並べたもの

(4) よくある質問 (QA)

Q 1. 住宅再建のための支援制度の交付を既に受けている場合、入居申込は可能か

< 珠洲市復興公営住宅 >

▶被災当時の世帯において、下記の支援制度の交付を受けている場合は、珠洲市復興公営住宅への入居申込ができません。入居申込をする場合は、支援金を返還する必要があります。

[住宅再建のための支援制度]

- ・「被災者生活再建支援金」(加算支援金)
- ・「珠洲市被災住宅耐震改修等工事費補助金」
- ・「珠洲市被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金」
- ・「珠洲市住まい再建支援金」
- ・「珠洲市住まい修繕支援金」
- ・「珠洲市転居費用助成金(恒久的な住まいに転居した場合)※」

※該当する世帯員のみ

▶被災当時の世帯員のいずれかが住宅再建のための支援制度の交付を受けていれば、被災後に世帯分離(独立・離婚など)した場合であっても、そのいずれの世帯も珠洲市復興公営住宅への入居申込ができません。

▶支援金を返還する場合は、入居申込みの際に確約書をご提出いただくほか、入居予定団地の内定後、すみやかに返還手続きを行っていただきます。

< 珠洲市賃貸住宅 (A・B) >

▶本件は適用されませんので、他の要件を満たしていれば入居申込が可能です。

Q 2. 被災後に世帯分離(独立・離婚など)した場合は、それぞれの世帯が入居申込することが可能か。

< 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 (A・B) 共通 >

▶珠洲市復興公営住宅は P.4、珠洲市賃貸住宅は P.14 に示す入居者資格の条件を満たすのであれば、それぞれの世帯が、珠洲市復興公営住宅または珠洲市賃貸住宅の入居申込ができます。

例：被災後に2世帯に分離した場合は2戸申し込むことが可能

▶ただし、夫婦で別居など、家族を不自然に分割または合併している場合は、その限りではありません。被災後に世帯分離をして申し込む方は個別にご相談ください。

Q 3. 半壊以上だが住宅を解体できない場合、入居申込は可能か

< 珠洲市復興公営住宅 >

- ▶ 長期避難世帯などを除き、解体済または解体予定でなければ、入居申込ができません。長期避難世帯を含め、解体できない特別の事情がある場合は個別にご相談ください。
- ▶ 蔵など、母屋から独立した建物で、居住のために必要な機能(台所・風呂・便所)を有さない場合はこの限りではありません。

< 珠洲市賃貸住宅 (A・B) >

- ▶ 住宅の解体は要件としていません。珠洲市賃貸住宅(A. 被災世帯向け住宅)は一部損壊以上であれば入居申込可能です。珠洲市賃貸住宅(B. 一般世帯向け住宅)は被災の有無によらず入居申込が可能です。

Q 4. 準半壊以下だが住宅を解体した場合、入居申込は可能か

< 珠洲市復興公営住宅 >

- ▶ 準半壊以下であっても、
 - ① 居住が困難であると判断し解体を余儀なくされた場合
 - ② 修繕や補修では住宅の機能を回復できないため住宅の解体を余儀なくされた場合は、半壊以上で住宅を解体した場合と同様に取り扱いますので入居申込は可能です。個別にご相談ください。
例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

< 珠洲市賃貸住宅 (A・B) >

- ▶ 住宅の解体は要件としていません。珠洲市賃貸住宅(A. 被災世帯向け住宅)は一部損壊以上であれば入居申込可能です。珠洲市賃貸住宅(B. 一般世帯向け住宅)は被災の有無によらず入居申込が可能です。

Q 5. 準半壊以下であるが、被災した住宅に居住できない場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われるか。

< 珠洲市復興公営住宅 >

- ▶ 準半壊以下で、解体していない場合であっても、居住が困難であると判断される場合は、「居住できる住宅を所有していない」として取り扱います。個別にご相談ください。
例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

< 珠洲市賃貸住宅 (A・B) >

- ▶ 「居住できる住宅を所有していない」ことを入居者資格要件としていません。

Q 6. 被災した住宅を売却した場合は、
「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われるか。

<珠洲市復興公営住宅>

▶特別の事情により、やむをえず売却した方は「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。
個別にご相談ください。

<珠洲市賃貸住宅（A・B）>

▶「居住できる住宅を所有していない」ことを入居者資格要件としていません。

Q 7. 賃借人で退去を余儀なくされた場合は、
「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われるか。

<珠洲市復興公営住宅>

▶災害に起因して退去を余儀なくされた場合は、「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。
個別にご相談ください。

<珠洲市賃貸住宅（A・B）>

▶「居住できる住宅を所有していない」ことを入居者資格要件としていません。

Q 8. 被災後に結婚や出産で人員が増えた（る）場合は、
その世帯員も被災世帯の一員と取り扱われるか。

<珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅（A・B） 共通>

▶申込名義人が被災世帯であり、被災後に結婚や出産で人員が増える場合、住民票の記載事項において、申込名義人との続柄が夫や妻、子などと判断できる世帯員は、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。

Q 9. 被災世帯と被災していない方が、結婚や出産以外の理由で同居した（する）
場合は、同居した世帯員も被災世帯の一員と取り扱われるか。

<珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅（A・B） 共通>

▶申込名義人が被災世帯であり、生活の介助が必要な場合など特別の事情があって同居している場合、当該世帯員については、1名に限り、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。
特別の事情がある場合は個別にご相談ください。

Q 10. 1世帯の世帯人数が多い場合、複数の住戸への入居申込は可能か。

< 珠洲市復興公営住宅 >

- ▶5人以上の世帯については、空きがあれば2つ目の住戸の申込が可能です。
ただし、それぞれの住戸で家賃が発生します。

< 珠洲市賃貸住宅 (A・B) >

- ▶世帯人数によらず複数の住戸への入居申込が可能です。ただし、入居した全ての住戸で家賃が発生します。

Q 11. 被災時に市外に居住していた被災世帯の場合、入居申込は可能か。

< 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 (A・B) 共通 >

- ▶珠洲市復興公営住宅は P.4、珠洲市賃貸住宅は P.14 に示す入居者資格の条件を満たすのであれば、入居申込が可能です。ただし、被災時に市内に居住していた被災世帯を優先させていただきます。

Q 12. 市税を滞納している場合、入居申込は可能か。

< 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 (A・B) 共通 >

- ▶珠洲市復興公営住宅は P.4、珠洲市賃貸住宅は P.14 に示す入居者資格の条件を満たすのであれば、入居申込が可能です。

Q 13. 住戸内に家具などの備品はあるか。

< 珠洲市復興公営住宅・珠洲市賃貸住宅 (A・B) 共通 >

- ▶備品はありませんので入居者でご準備いただく必要があります。

以下、住戸内設備に含まれていないもの。

- (1)エアコン等の家電製品
- (2)住戸内の照明器具
- (3)ガスコンロ、IHコンロ
- (4)雨戸
- (5)カーテン
- (6)その他可動する備品



発行：珠州市 | 令和8年5月